

関東大震災後の地震火災と裁判所 (2)

— 三陸沖地震から福井地震まで —

Earthquake Fire and Insurance in Courts after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

関東大震災関連訴訟に決着がつく前に、大地震が数年間隔で起き、そのつど被災被保険者は保険金または見舞金の支払を火災保険会社に求めた。訴訟も提起されたが、最終的に被保険者側がすべて敗訴に終わった。昭和8年の三陸沖地震後にも訴訟が提起され、このときには原告側から鳩山秀夫意見書が提出され注目を集めた。しかし、被災被保険者は敗訴している。

キーワード：三陸沖地震、福井地震、保険金請求裁判、鳩山意見書

I. 序論

1923 (大正13)年の関東大震災後にも数年間隔で大地震が各地で発生した。前稿では、それらのうち1924 (大正14)年但馬地震、1927 (昭和2)年北丹後地震、1930 (昭和5)年北伊豆地震の三つの大地震を素材に、地震後の保険会社による救助活動、保険金または見舞金支払をめぐる火災保険会社と被災被保険者との争い、とりわけ但馬地震後の保険金訴訟を取り上げた。

最も注目すべき事実は、大阪地裁が被保険者側に勝訴の判決を与えたことである。関東大震災後の保険金訴訟はこのときにもまだ続いており、その後の大審院判決を含めて被保険者側はすべて敗れたから、これは被保険者側が勝った唯一の裁判となった。もっとも、控訴審では被保険者側が敗れている。こうして復興にかける被災者が期待した保険金ないし見舞金は、関東大震災後の大地震では、一切支払われることはなかった。

本稿では、関東大震災から9年6ヵ月後の1933 (昭和8)年3月に生じ、3千名以上の死者を出した三陸沖地震を取り上げる。この時にも訴訟が提起され、法学者鳩山秀夫が被災被保険者側に立って意見書を提出した。関東大震災の直後にはあれだけ大騒ぎして会社有責論を唱えた法律学者や弁護士は、昭和2年の大審院判決後は貝のように口を閉ざしたから、鳩山意見書は久し振りの会社有責論となった。

もう一つ、関東大震災からほぼ四半世紀後の1948 (昭和23)年に起きた福井地震後の状況を取

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

り上げた。この時にはいったん提訴されたが、途中で取り下げられたようである。もっとも、戦後まもなくの地震であり、詳細は明らかになっていない。なお、傍点は引用者による。

II. 三陸沖地震

関東大震災から9年6ヶ月後、1933（昭和8）年3月3日払暁に三陸沖地震が発生した。死者・行方不明者は3,064名に達し、家屋の被害は流出4,064戸、倒潰1,817戸、浸水4,018戸という甚大なものであった。揺れによる被害は少なかったが、地震後に太平洋岸を襲った津波がとくに三陸沿岸に大きな被害をもたらした。「波高は綾里湾で28.7mにも達した」¹⁾。『岩手日報』[1933.3.3]の号外は次のように惨事を伝えた。

「釜石第一報・津波は襲ひニヶ所より発火 町民続々山へ避難す」

「三陸津波第二報・驚いて山に逃れ消火努むる者なし 火に包まれた釜石」

この見出しが火災保険を巡る争いのポイントを示唆する。〈地震－津波－避難－出火〉というプロセスが火災原因は地震であるか否かの論争を生じさせた。著名な法律学者である鳩山秀夫博士は、火災は地震を原因としていないと主張する「意見書（昭和8年5月）」を火災保険協会へ提出し、これに対して協会側は「地震学の権威今村[明恒]理学博士の意見を求め鳩山博士に対応」した[『保険銀行時報』1933.5.13]。裁判においてもこれが争点になった。

1. 保険会社の救護活動

震災後の新聞には、どの地震の後でも同じであるが、悲惨な被害の実情とともに懸命な救援の努力を伝える記事が紙面を埋め尽くす。3月6日付『岩手日報』には、「熱烈な救援運動・全機能を發揮して物資の配給順調・きのふも県庁全員登庁」「市民団体は総動員で奮闘」といった救援の記事が満載されている。それから約10日後の『岩手日報』[1933.3.17]には「帝国生命の災害地慰問・特に巡回健康相談班を派遣」という記事が見られる。

「三陸地方の大震並に海嘯の災禍に就ては帝国生命保険会社に於ても時を移さず慰問班数隊を組織して仙台支店より特派し笹原外務主任等を釜石方面に、阿部監督社員等を気仙沼方面に、上田岩手所長等を宮古方面に、其他罹災地を洩れなく巡察し夫々見舞品を贈り加入者の感謝に迎へられている更に来る13日よりは罹災後の健康状態につき周到なる配慮をなすため東京本店より特に常務顧問医一色嗣武博士を首脳に一行数名の巡回相談班を組織して災害各地に派遣するに決し加入者のため無料診察を行ふ筈である。平素健康増進施設につき特別の奉仕をなしつつある同社の今次の災禍に対する活動ぶりは世間の注目を惹いている尚本店に於ては義捐金を募集中である」。

宮城県地震記録者の目には、未曾有の災害に際して生保と火保の対応は違って見えた。

「天災による火災の保険金支払に関しては、火災保険約款により、関係各社は之を支払わざ

る意向なるも、生命保険に於ては多く支払の断行をなしたり」。

「安田生命保険会社にては、三陸地方震嘯災の報に接し、東京本社より堀契約課長以下、仙台支店より武市支店長以下、計十数名を以て、救護班二班を組織し、毛布・シャツ・足袋一千名分を携帯、加入罹災者慰問の為、三陸沿岸に向い、大いに救護・慰問する処ありたり」²⁾。

1933年3月4日付『夕刊岩手日報』には、「被害者に対し預金支払ひ^{ママ} 殖銀行員現金を携へ手分して急行す」とある。被災者にはとりあえず現金が必要との配慮からである。簡易保険はいつもの如く被災地で非常払いを実施した。

「(仙台電話)仙台通信局では今回の三陸地方の震災による簡易保険罹災契約者に対し保険金の非常払ひを行ふこととなり局員出張の上左の各局で取り扱ふが災害による死亡には契約期日の長短に拘らず保険金の全額を直ちに当該扱ひ局に於て支払ふものであるが面倒な手続によらず町村若しくは警察署の災害死亡証明書を提出すればよいのである尚行方不明者であっても死亡の事実を確認し得るものに対しては特に即時払ひをなす」[『岩手日報』1933.3.7]。

「三陸罹災民簡易保険非常支払ひのため仙台通信局では直ちに宮城県一気仙沼只出、越帰来一宮古、宮古一久慈の三方に分れ保険証書印鑑等がなくも役場証明さへあれば即時支払ひを断行して非常に感謝され好評を得ている」[『岩手日報』1933.3.17]。

火災保険業界による救護活動について当時の新聞にも、その後の記録類にも、関連記事は見当たらなかった。

2. 火災保険金騒動

被災直後から保険金の問題にされた。東北の拠点である仙台の地方紙『河北新報』[1933.3.6]が「三陸地方の大津浪に加へ火災の苦難に直面した気の毒な人々に対し保険金は何うなるか、切角災厄危難に備へる為に契約して置いた火災、生命の保険金に対する会社側の意向を聞いて見る」と報じている。記事の順序を入れ替えてまず生命保険から引用してみる。

「仙台市内には30余の生命保険会社が支店及び支社を設置しているが各会社の支店では目下三陸方面の被保険者に対し如何なる処置に出るか本社側に照会中であり、何れ本社側では生命保険協会本部として態度を決定し地方に意向を伝える模様である二、三会社では早くも保険金即時払ひならびに保険証券担保の貸付を発表した者もあるので各社とも約款上から見て多少の疑問はあってもこの際保険金の支払ひを断行するものと観測される」[『河北新報』1933.3.6]。

個々の生命保険会社も「保険金即時支払開始」を決め、広告を出した[『夕刊岩手日報』1933.3.7]。もともと、関東大震災の折りの例があるから、掛け値なしに払ったかどうか疑わしい節もある。さて、火災保険については次のように書かれている。

「約款を楯にして本社側の大体方針は支払はない模様であるが、関係地方を統轄する各種会社の支社ならびに支店は仙台市内に40余あるがこの中大日本連合火災保険協会仙台地方会の協

定会社は 32 社である、これ等の各会社支店をもって構成されている火保地方会では『何れ中央からの指令を待った上で決定しやうと思つて居るが今回の如き災厄に対しては約款通りに決定することが出来ないデリケートな問題が介在して来るし、火災は局部的であつたので此邊も考慮に入れる必要がある』と語つていた」[河北新報 1933.3.6]。

地方の支店や代理店は本社とは立場が異なる。とりわけ代理店は顧客との間に関係があるから、本社の約款論は、非常時には尚更容易には受入れ難い。以下、『岩手日報』から順次保険金騒動を追つていく。まず、被災から数日後、釜石町長は当地の火保代理店と接触した。

「(釜石電話)地震に依る火災は直接間接を問はず火災保険の保険金は支払はずと約款にあるが今度の地震に依り火災を起した釜石町の大半の家は火災保険に加入しているが約款を楯に保険金を支払はれなければ非常な打撃で而も復興に多大の支障を来し加入者は勿論一般町民間に由々しき問題で騒がれている、これに就て小野寺町長は町内の火災保険代理店を 7 日午後 1 時から町役場に集め協議する筈である」[岩手日報 1933.3.8]。

被災地の火災保険契約は 30 万円余、関係会社は 30 余であることが判明し、この程度であれば関東大震災とは異なり会社の存立基盤を揺るがすことはないから支払つて欲しいと要望された。

「(釜石電話)今回の大災害で焼失せる海岸通り、場所前、只越等目抜き場所の著名な会社、商店は全部焼失して居るので復興に最も関係あるは火災保険の支払ひの有無であるが当局の調査に依れば契約は僅か 31 万円前後のものであるが罹災者はほんとうの空手になつたので保険金の支払ひがない限り絶対に復興が困難とみられ 30 余の保険会社が僅か 30 万円程度の損害を支払つたにせよ会社の存立を危くする筈がなからうと保険金の支払ひを切望して居る」[岩手日報 1933.3.12]。

しかし、会社側の頑なな態度を知つた被災者と代理店の代表者は上京して会社側と交渉することを決意した。

「(釜石電話)釜石町今回の災害で火保会社側では保険約款に地震の直接間接を問はず生じたる出火の場合は保険金を支払はぬとの条項に充てはめて支払ひをせぬ模様があるとの情勢に接した町会保険契約者約百名は 14 日午後 8 時から町役場会議室に参集して会社側の不当を鳴らして釜石火災保険罹災者同盟会を設立し会議の結果町当局に火保金即時支払ひ方を請願陳情書を提出、同時に町内各火災保険代理店の出席を求め◇談の結果各代理店とも被保険者と一致協力して保険金支払ひ方を会社側に交渉し又代理店代表者として上京中の加茂、斎藤両町議に長文の激励電報を發し被保険者代表野崎音松、菊池鶴三、藤原松右衛門、藤本春吉、青山良吉、代理店側から岩館与一、岩井太助、大久保惣四郎、藤澤清助、新里孝三諸氏が 15 日正午出発上京して関係当局並びに保険協会各保険会社に強硬に交渉目的貫徹に努める事に決定して 10 時半散会した」[岩手日報 1933.3.16]。

「釜石町火災保険金支払ひ要求の陳情隊一行のうち代理店代表者藤澤清助氏外一名」は 3 月 15

日午後7時7分花巻発急行列車で上京の途についた。駅頭で『岩手日報』紙の記者に語った。

「私共丈け陸廻りし外の人達は船で塩釜を廻り東京で一緒になる事になっている今回の焼失者の保険契約高は3~40万円で万一支払はれないやうな事があつては復興は困難である先に上京した加茂代表から同情ある回答を得たと云ふので吾々も応援に上京する事になったのである確かな返事を得ぬ限り東京に踏み止まって目的を貫徹する考へである」[岩手日報 1933.3.17]

各社の支店支社のある仙台市の新聞『河北新報』にも「釜石罹災者の火災保険金要求・仙台で塚が明かず東京で交渉・代表の一人は語る」と題する記事が載っている[傍点引用者]。会社は「前例」を持ち出したが、そのようなものはないと痛いところを突かれている。

「三陸震災地におこつた火災については火災保険協会において、地震による火災として保険金支払はざる事に決定して発表されたが、今回の火災により最も多く被害を蒙つた釜石町の罹災者は火災保険会社の取つた態度を不当とし、契約者大会を開き大久保、藤澤他四氏を代表者として在仙台の保険協会に津浪による火災は約款17条3項の地震による火災と認めないやうにされたき事、若し右が不可能なれば見舞金の名目で半額位の保険金を支払ってもらひたき事を交渉したが、結局仙台ではらちがあかず直接東京の各本社に至つて交渉すべく16日夜上京した、代表の一人なる大久保氏は語る、

場合が場合なので契約者の中にはかなり過激な事をいふ人も出て来たやうですが、我々としては要するに見舞金でも何でも半分なり三分の一なり支払ってもらへればいいのです、東京の震災の時はあれだけ焼けたのですから保険金を払つたのでは会社も立って行かないでせうが、釜石は172戸の焼失中契約者が120名契約高は総額25万円を越えないのです、これを約20社が分割していますから1社平均1万円と少々で大資本を擁する保険会社としては問題にならない金額だらうと思ひます、会社では前例になるから困るといふ事でしたが東京震災では見舞金を支払ひその後奥丹後の震災には全然出してないといふ風に今までとて前例を踏襲しているわけではありませんわれわれがよく条理を尽して会社に説明したならば会社もわかつて呉れない事はなからうと思つています」[河北新報 1933.3.18]

上京した釜石町の陳情隊は3月20日午後3時に丸ノ内海上ビル8階の火災保険協会代表者と会談した。記事には「約款をたてに取り協会側にべなし 釜石火保支払要求代表者等 きふ会見物別れ」とある。なお、「にべ」は「鮓膠」と書き、否定表現では「愛郷もない、思いやりもない、とりつきやうがない」ことを指している。なお「第二次会見」とあるが、第一次会見の経緯は不明である。さて、両者の遣り取りの部分を用いてみる。

「協会側を代表して波多野書記長は『今回の災厄は誠に御同情に堪へないが火災保険会社約款第17条第3項により釜石の火災は地震の間接原因から発火したものであるから支払ひを致しかねる』と確答をなしたので加茂、澤田、斎藤、藤澤諸氏より『今回の火災は地震によるものでなかつた釜石町民が津波による恐怖観念の結果火の不始末より火災が起つたもので関東、丹波

の震災の際とは全然別個の原因から起ったものであるよって協会側では第三者として再調査を為さしめては如何」と質したこれに対し協会側では『新しい事実がない限り調査せぬ積りである』と頗る冷淡な態度に出でたので代表者側は激昂し結局水掛論に終り午後4時30分会見を終了した」。

記事は続けて「会社側からは見舞金を出すか」という見出しのもとに次のように伝えた。

「(東京支局電話)物別れとなった代表者は一旦宿舎たる三幸館に会合しその対策を練ったが強硬派は保険会社を相手に訴訟を提起するといきまき本問題は保険界の大問題となっているが結局保険会社側にて見舞金として一部を支払ふ事に落ち着くであらう」[岩手日報 1933.3.21]。

交渉が不調に終わった代表団は、遂に訴訟止むなしの決意に至った。

「火災保険問題で上京中の釜石町会議員代表加茂久一郎氏は21日午前10時28分花巻駅着で帰県直ちに仙台に引き返へしたが花巻駅で記者に次の如く語った」。

「20日午後3時火災保険協会代表波多野書記長に面談したが協会側では地震に依る火災であるから支払ひかねると主張し吾々から地震は遠因で津波が原因であると強調したが結局水かけ論で分かれたがどうも協会側では地震と火災との関係を誤解しているやうであるどうしても支払はぬとなれば法廷で争はねばならないと考へているが結局会社側も我を折って保険金全額は支払はぬとしても多額の見舞金を出すと思ふ仙台で保険協会仙台地方会の神谷会長に面談する考へで一足先に来たのである」。

記事は末尾で、「氏は震災以来罹災民救済又保険問題に不眠不休で狂奔して居り可成り憔悴の体であった」と書いている[岩手日報 1933.3.22]。数日後に町が主体となって「火保組合」を創設し、提訴の模様と報じられた。

「釜石町火災保険罹災者同盟会主催の保険協会と交渉経過及び今後の対策を講ずる協議会は都合で延期27日午後7時から町役場会議室に催す事になったが保険協会では地震の原因で火災が起こったとの仙台地方会の報告により、保険金支払ひを拒絶しているが罹災者側では地震がある毎に津波があるものでなく地震で倒壊した家屋もなく且つ住民の大部分は寢床に入り約1時間後に津波が押し寄せて来たので其恐怖で住民全部避難した其間に出火したもので火保約款に地震、噴火との条項があるが津波とはないので当然支払ふものであると主張しているのであるから町民達は協議会に諮り保険会社を相手取って訴訟を提起する模様である」[岩手日報 1933.3.28]。

3. 鳩山意見書³⁾

昭和8年5月4日『岩手日報』は「釜石火保に関し鳩山博士の意見書」と題してその全文を掲載している。まずリード部分では経緯を指摘する。

「釜石町の震災に依る火災保険が協会側に於ては約款に依り支払ひ拒絶を受けたので上京中の

委員は小野寺代議士の斡旋で鳩山秀夫博士に意見書の作成方を依頼中の処此の程出来上がったので此れを火保協会側に手交して帰町したが同意見書全文は左の通りである」。

参考のため本稿も「意見書」全文を引用しておく。

「昭和8年3月3日の三陸地方震災に際して岩手県釜石町に地震の襲ひたるは同日午前2時30分にして次で3時8分に至り海嘯あり3時20分に出火ありたるものとす同地方に於ては地震そのものに因りては家屋の倒壊せるものなかりしも住民は間もなく海潮に変調を認め海嘯の将来を危惧して狼狽逃避したるを以て其留守中に失火あり多くの類焼を生じたるものなり従って右火災は地震よりは海嘯に基因したる観あるものとす然らば此の場合各火災保険会社の採用する普通保険約款に『原因の直接と間接とを問はず地震又は噴火のために生じたる火災及びその延焼その他の損害』は会社填補の責に任ぜざる旨の規定あるに拘らず右釜石町における火災保険契約者は各火災保険会社に対し保険金支払ひを請求し得べきにあらざるや否やこれに関し意見を述べる事左の如し

一、元来普通保険約款は監督官庁の監督の下に制定せられ保険契約は之に基き保険者保険契約者間に附合契約的に成立す従って普通保険約款中に存する前記の所謂地震免責約款の如きは法律か火災保険制度を以て火災に依りて生じたり損害はその火災の原因如何を問はず原則として保険者に於て填補すべきを規定したるに対し（商法第419条）例外的に監督官庁においてかかる場合の損害は填補し難しとする保険者の要求を承認しその設置を許したるものなるのみならず又保険契約者が右約款に拘束せらるるに至るは保険約款なるものの存在を承認し契約に加入する結果なるを実情とす即ち監督官庁は約款の文旨に表れたる場合においてのみ保険者の免責の場合を承認し之を施行せしめ保険契約者亦間々かかる文旨に信頼して保険に加入したるものと謂ふべしさればかかる免責約款の解釈に際しては普通の契約におけるよりも更に一層その文理上の解釈は重要視せられざるべからず

二、然らば『原因の直接と間接とを問はず地震又は噴火の為に生じたる火災及び其延焼その他の損害』なる約款は如何に解釈すべきや

1. 右約款は原因の直接と間接とを問はず地震又は噴火のために生じたる火災には責を負はざることを規定すその『地震のために生じたる火災』とは地震に依ての出火即ちその出火の主原因が地震にありと社会通念上認めらるべき火災の意と解すべきものとす従って『地震に際しての火災』即ち地震に因り惹起されたる諸事情の下に於ける火災よりも遙に狭義にしてその出火原因が地震の威力に基くものにあらざれば之に該当せず而して『原因の直接と間接とを問はず』とはその地震の威力が直接の出火原因となる場合とを包含するの意なるもその間接と称するも地震の威力そのものを主原因とする出火と社会通念上認めらるべきものなることを限度とするを以て畢竟その限界を地震そのものと相当因果関係ある範囲に止めざるべからず

2. 右約款は前記(1)の火災の延焼に対してのみ責を負はざる旨を規定す『その延焼』とは地震

に依る延焼即ち地震に因る被害と相俟って拡大したる延焼のにあらずして地震のため生じたる火災の延焼なることはその文旨上明瞭なり従って前記(1)以外の原因による発火の延焼に対しては保険者は責を免かるることを得ず

3. 前記(1)の火災に因り生じたる前記(2)以外の損害には責任なし約款に『その他の損害』とは此意に外ならず即ち地震のために生じたる火災及びその延焼において焼毀以外の事実により生じたる損害を指すものと解す

以上要之所謂地震約款に規定する処に依ればその免責の範囲は地震そのものを直接間接に主原因とする火災及びその延焼とこれに伴ふその他の損害に止り従って社会通念上地震そのものと直に関連を認めかたき事情並に地震そのものに伴ひ惹起せられた事情を主原因と認むべき火災又は其延焼の如きは保険者責を免れざるものと謂はざるべからず

三、今本件に付きて之を見るにその出火は海嘯襲来に対する危惧狼狽の余火の始末に過失の存したことに基くものなり即ちその主原因と認むべきは人の狼狽の為の過失にあり而もその狼狽は強震終息後の当時にありては地震のためにあらず海嘯の危惧にありたること明あり従ってその出火を以て前述の免責約款に適用し得べき地震そのものを直接間接の主原因とする場合と認め難きは疑ひなしと謂ふべし之に対し或は地震により海嘯を生じたるものとして因果関係を認めんとし或は海嘯は海に於ける地震なりと論ぜんとするも少くとも本件の如く出火の原因が海嘯襲来以前に存し而もそれが海嘯の威力によるにあらずして(海嘯の火元に於ては僅に床を洗ふ程度に過ぎざりき)反対に海嘯の威力なかりし為に火災を生じたるものなり火災の惹起が人の行為(過失)に基因すと認めらるる場合にはその立証は困難なりとす加之嚴格に謂へば海嘯は地震なる現象とは関係なきものとす蓋し地震なる語を以て表示せらるる現象は地殻変動に基く陸上に生ずる震動を指す海せうとは地殻変動に原因する海上に起る波浪なり両者は同一原因に基く二現象たるに止り地震なる現象が海せうを惹起するものにあらず海せうなる現象が地震を誘起するものにもあらざればなり科学上より謂へば右の如し然して社会通念上より謂ふも地震と海せうとは別個の観念なること明かなるべし

要之本件火災は地震約款に規定する範囲に属せず従って之に基く延焼に付きても保険者損害填補の責あるは既述したる所により明なり保険契約者はその焼毀以前既に地震或は海せうにより保険の目的物に受けたる損害ありとせば右損害額に付きてはその填補を要求し得ざる理なるも此の点に関する訴訟上の立証責任は保険者にあり保険契約者は保険金請求に付き保険の目的物の焼失を立証すれば足るを以て多く問題となることなし 昭和8年4月 鳩山秀夫 印」

鳩山意見書による事実認定は以下のようであった。昭和8年3月3日午前2時20分岩手県釜石町を地震が襲い、同3時8分海嘯カイショウがあり、3時20分に出火した。地震そのものによる家屋の倒壊はなく、海嘯の襲来に狼狽逃避したためにその留守中に失火や類焼があった。故に地震約款に規定する範囲に属せず、保険者は有責である。

鳩山博士の主張のポイントは、第一に、免責約款の解釈は「普通の契約におけるより更に一層その文理上の解釈は重要視されざるべからず」、第二に地震約款の「免責の範囲は地震そのものを直接間接に主原因とする火災及びその延焼とこれに伴うその他の損害に止まる」、そして第三に今回の出火は海嘯襲来を危惧して「狼狽の為の過失」によるもので免責の範囲に属さない。しかも、地震と海嘯は別物である。

『保険銀行時報』[1923.5.20]「社説」が鳩山意見書を批評している。大正12年関東大震災のときに保険金支払義務を主張したのは一部の弁護士と法律家であるが、「おもうに彼等は人気を買わんとしたというよりは、保険知識の欠乏に原因したと解してよい」。ところで、鳩山意見書は地震と海嘯を区別するが、これは「屁理屈」である。しかも、地震でなく海嘯を危惧した狼狽による失火、つまり「人意危険にのみ原因をおかんとするは、更に甚しき屁理屈」である。一方、保険が科学的であるのは、危険に応じた保険料が定められるからであり、そうでないのは類似保険、非科学的保険である。応分の対価を得ていないリスクに対して支払うことはできないというのである。かくして末尾で鳩山意見書に次のコメントを加えている。

「一円の代価しか払わずして二円の品物を与えよというは、常人のなし得ざる所、法律家敢て之を為すか」。

『保険銀行時報』[1923.5.27]は次号でも主張する。契約者は地震約款を知らぬというが、危険の性質に応じて保険料が計算される。生保で戦争割増を採るのも、普通保険料に戦争危険分が含まれないからである。それでも法律家は約款は無効というのか。「然らば訊かん」、保険約款を読まずに放火したものは保険金要求の権利があるのか。関東大震災時には「保険約款はともあれ非常の場合である」といって二割を支払わせた。それが今でも助成金問題として火保会社の「癌」として残されている。

「それはともあれ、釜石町民は、保険金の全額支払は不可能とするも、大正12年関東大震災の例もあるからせめて二割支払は当然であろうと考えているだろう。とすれば、それは政府の責任である。といふて政府の助成金を出さぬ気配はない。助成金を出さぬといふても恐らくそれに懲り抜いている保険会社は、それを拒み、不支払で通すに違いない。それが当然の筋道だが、それでは第一に政府が責任を負わぬことになる。関東を救った理屈を通用させぬこととなろう」。訴訟の争点の一つは「海嘯」と呼ぶ現象が地震によるか否かであった。『日本国語大辞典』には「海嘯 海鳴りを伴いながら海岸に波が押し寄せて来る現象。特に満潮の際、三角形状になっている河口や水道などで、暴風や海底の火山活動のために上昇した海水の前面が垂直な壁状となり砕けながら侵入する現象。潮（しお）津波。ボア」とある。英語では“tidal bore”。北澤宥勝は、戦後の火災保険約款改正私案では「津浪」と「海嘯」を追加したが、これは三陸沖地震火災保険金支払訴訟に刺戟されたためであったと説明している⁴⁾。

「これまで普通一般の概念に於ては、津浪も海嘯も同一に取扱ひ、何れも地震に関係ある現象

と解してゐたが、偶々前記の訴訟事件に於ては、津波は地震（地殻の変動）に因って生ずるものであるけれども、海嘯は必ずしも地震に因らず天体の引力の関係に因って生ずる場合もあり、這般釜石地方に生じた海水高増の現象は、地震に関係のない海嘯であつて、従つて、地震火災を免責する約款に於ても、かかる地震に関係のない海嘯に因る火災損害は、当然保険者に於て負担すべしと原告側が主張している事情に鑑みて（前記釜石訴訟事件は昭和11年10月22日原告側敗訴の判決があつた）、改正案に於ては、特に海嘯なる字句を併せて使用するに至つた。けれども、かかる表示は、従来の負担範囲を縮小する意味でないことは勿論、前記釜石地方に於ては、仮令地震に関係のない海嘯が起つたと仮定するも、その前後に於ては、激しき地震が頻発した事実に付ては争なく、かかる『地震騒ぎ』の最中に発生したやうな非常危険に対しては普通危険を標準としてゐる契約に於ては、之を負担しない趣旨であることは、現行約款に於ても改正案に於ても同一であつて、然かも、その取扱は内外何れの約款もその軌を一にしてゐる。『岩手日報』の号外にもあつたが、『夕刊大阪朝日』[1923.3.4]の見出しにも「今晚東北に激震・激動の後大津浪襲来！ 揺らぐ大地の禍一死者550名を超ゆ・更に釜石町では猛火を浴び惨状激甚を極む」とあるから、震災後に起きた火災であつたことは確かであつた。

4. 裁判

地震から3年足らずを経た1936（昭和11）年1月、「三陸地方民が関係25社を相手に盛岡地方裁判所へ」提訴した[『保険銀行時報』1936.1.16]。北澤宥勝によれば、この時の訴訟状況は以下のものであつた。

表1 三陸沖地震関連年表

1933（昭08）	03.03	三陸沖地震発生
1933（昭08）	05.13	鳩山秀夫博士「意見書」を火災保険協会へ提出
1936（昭11）	01.16	三陸地方民、関係25社を盛岡地方裁判所へ提訴（釜石火保事件請求事件）。
1936（昭11）	10.21	盛岡地裁、山崎清次郎対東京海上火災で請求棄却の判決
1937（昭12）	01.10	原告側、宮城控訴院へ提訴
1937（昭12）	12.28	宮城控訴院、控訴棄却の判決

出典：筆者作成

表2 三陸沖地震関連保険金請求訴訟件数

	原告数	訴訟件数	被告保険会社数	請求金額
第一審	116	2	24	221,820.00
第二審	101	1	24	199,234.23

出典：北澤宥勝『火災保険論』有光社、昭和15.3.20, pp.265-6, 註1

1936（昭和11）年10月21日、原告敗訴の判決が下された[保険日日通信 1936.10.23「釜石火保事件請求棄却」]。

「4年間に涉つての係争は、茲に火災保険会社側の勝訴となつたのである。大体、其の直接なると間接なるとを問わず、地震に因る火災に於ては、火災保険金は支払わぬことは、火災保険約款の明記せる處であり、関東大震災以後各地に起つた地震に因る火災に就ては、火災保険金の支払請求は出来ぬと言うことの判例があり、且つ学説の柱石ともなっているので此の所謂釜石火災保険事件に於いても当初火保業者側では、殆ど問題とはならぬものと見ていたのであつたが、何分にも民法の権威である鳩山博士が、此の請求訴訟の原告側に立つての提訴となつたので、当該関係火災保険会社は勿論火保業者全体として、此の事件の成行は、強く注視する處となつたものである。而して又此の事件に於て、原被告両間に問題となつたのは、『火事は地震によって起つたものであるかどうか』と言う点である、原告側では之れに更に、『天災による火災に保険金は支払われるか否か』と言う点を加味したもので、此の天災と言うことに就ては、津浪と海嘯の區別問題があり、釜石町の火事は、地震に因らざる海嘯に原因するものであると言うようなことにも其の論拠を求めていたのである。斯くの如く、該問題には、相当疑問の筋もあつたので係争が斯くも4年と言う長時日を要することともなり火災保険会社側でも亦一権威岩田宙造博士を立てて応訴し、法廷に於て華々しい論戦が交わされたものであつた。斯くの如き関係から、裁判所でも特に慎重を以て臨みわざわざ最近に釜石町に来て実地検証まで行つたもので、啻に火保業界、火保契約者、学界が此の判決に注視したのみならず、法曹界でも亦多大の注目を集めたものであつた。是れに対し、中谷裁判長は『火事は地震で起きたものである』と『両当事者は契約書に地震又は噴火に因る火災及びその延焼には保険金を支払わざる旨の特約が明記してある』と言うことにより遂に原告の請求棄却を言渡されたのである。是れに因つて、地震に因る火災に就ての火災保険金支払請求は、全く無効であることが一段と確定したわけである。是れにつけても、関東大震災に於て火災保険会社が、任意出捐の名の下に、保険金額を基準として、仮令夫れが一割とか或は夫れ以下の低率少額にても、保険契約者に支払つた、支払われしめられた所謂出捐金が、如何に非理不法のものであり、而かも夫れが、後來に陰に陽に、直接に間接に、我が火災保険業界に累を貽しているものであるかを思はしめられるのである。釜石町契約者の実情には大いに同情すべきものあろうが、火保界にとっては寔に歓迎すべき判決である」。

これに対して、「原告側では何分20余万円の巨額の金員受領が不能となつたので当然控訴するものと思はれてゐた」。ところが、宮城控訴院への控訴状の提出は控訴期間満了の翌日とされ、控訴院は「是れを受理すべきに非ずとして、突き返へしてしまつたのである、斯くして、此の原告側の敗訴たる一審判決は、茲に確定したものである」。こうして火災保険業界が「其成行に多大の注意を払つてゐた、而して釜石町民並に火保契約側に於ても大いに其の判決を期待してゐた此の

釜石火保事件は、火保会社の約款の効力即ち、直接たると間接たるとを問はず、地震に因る火災に就いては、火災保険金支払の責に任ぜざることが、確認判決されたのである」[保険日日通信 1937.1.10「釜石事件原告敗訴確定」]。ところが、事態は急変した。法律の素人には、何とも締まらない話しに思えるが。

「俄然原告側代表者釜石町米穀商岩井大助氏は10日午後1時盛岡に来て手続上に就いて種々奔走の結果同日午後10時盛岡地方裁判所に控訴したので、亦しても世上の注目を惹くところとなり、是れと同時に次の様な控訴期間満了日の誤りである事が判明した。何せ敗訴となったものの21万円の巨額を棒に振ることとて飽迄控訴すると、原告側代表釜石町岩井大助氏は過般東京し鳩山弁護士を訪問、1600円の印紙代を提供控訴手続きを依頼して来たが、8日と信じてゐた控訴満期日になるも控訴手がされてみないのに驚愕し、岩井氏は10日釜石町より出盛東京へ電話にて交渉の結果、控訴期間の満期は10日夜12時迄となった、即ち控訴期間は判決文が当事者に送呈されてから二週間目であり、8日は間違ひである事が判明、直ちに10日控訴したものであったと（東北支局）」[保険日日通信 1937.12.17]。

結局、昭和12年12月28日に宮城控訴院で判決があり原告側が敗訴した。この後上告されることはなかったから、ここに三陸沖地震の約款裁判は完了した。

Ⅲ. 福井地震

関東大震災から25年後、1948（昭和23）年6月28日に福井県中部を震源とする「福井地震」（M.7.1）が発生した。被害は福井平野とその付近に限られたが、しかし、死者3,769人、家屋全壊36,184戸、焼失3,851戸という大きな被害を出した。特に福井市では、総住戸数15,525の80%近くが全壊し、2,000戸が焼失した。なお、福井市は戦災により大きな被害を受け、また地震後一ヶ月も経たないうちに大きな水害に遭っている⁵⁾。県民はむろん、県や市町村も甚大な被害を蒙っている。

福井地震後の保険問題は、二、三の資料が残されているだけで概ね不明である。

8月3日の閣議で北村徳太郎大蔵大臣が保険会社に見舞金を出させる旨の発言をしたために、地震保険が再び政治問題となり、損害保険協会は直ちに反対意見を表明したという⁶⁾。

「地震による火災損害は火災保険約款で免責とされており、仮に政府が全額融資して、保険会社に保険金の一部を見舞金として支払わせたとしても、これは災いを過去および将来の地震損害に及ぼすおそれがある。またこのことが、地震と同様に保険約款で明らかに免責されている他の災害に対する見舞金支払要求の理由として利用される危険がある。さらに、国家の支出による補償ならば、その恩恵に保険契約者のみが浴するのは不公平であり、また、見舞金支払が政府の救済事業として行われる場合でも、保険会社のみがこれを取り扱うことは、保険会社の契約上の義務に関する誤解を生む危険がある」。

次に、『市役所日報』[23,1948.8.7]に、震災見舞への謝礼と陳情のために上京した市長の「上京談」が掲載されている⁷⁾。これによると、見舞金支払は大臣の談話でなく「閣議決定」されたことになっている。

「(1)火災保険金支払については去る三日の閣議で決定した通りである。大蔵省の専務当局では相当な異論もあったが、関係者の熱意が実を結んで漸くこの結果にこぎつけたわけである。但し其の金額、方法等については、問題は今後に持越されるわけであり、其の他色々の事情もあるので未だ樂觀は許されない」。

このちに提訴されたようで、その間の事情を『損保15年史』が記している⁸⁾。

「この震災に対しては既存契約に対して日割計算による未経過保険料を火災保険契約者に返還する措置をとった。ところが同年12月、まず日動・大成・千代田三社に対し、25年6月、東洋・第一・東亜を除く15社に対し、さらに同年12月には千代田社に対し合計2,134件、5億4,000万円余の保険金請求訴訟が福井地方裁判所に提起された。損保業界は全体の問題として取り扱うこととし、当時在京の松本・有馬・岩田・近藤の4博士、毛受・真銅両氏および福井市の堤弁護士を加えて応訴した。公判は約20回行なわれ、数度にわたる和解調停が試みられ、29年1月3日には判決が下されることになったが、情勢は原告側に不利であり保険会社側の勝訴は動かしがたいものとなった。そのため原告側は事態の解決に苦慮し、『今回の判決後も控訴が行なわれることは必至であるが保険会社の福井市民に対する友好的態度に鑑み、この友好関係を持続するため訴訟を取り下げることに決した』旨の声明を発し、保険会社側もこれに同意し、ようやく終決した。関東震災のときのような悪例を残さないよう全力をあげて対処した結果最後まで筋を通すことができたことは喜ばしいことである」。

なお、福井地震から約二週間後に『東京朝日』[1948.7.13]は「地震保険はダメ・原則として保険金はとれぬ」と報じた。この記事は北陸地震とのみ言及したが、それ以前の同紙に福井地震を伝える記事は見当たらない。なお、ある地震学者が秩父地震を予言し、それによって地震保険への引き合いが増えたことがこの記事の発端らしい。

「北陸地震について秩父地震の予告などあって、各保険会社へ直接契約を申し込むものや、相談を持ち込むものがめっきり増えたというが、はたして一般保険同様に取り扱われるかどうか—これについて全国損害保険協会の今井総務部長は語る『地震の少ないアメリカやイギリスでは地震保険というものがあるが日本にはない。地震があれば必ず損害が大きく、しかも度数の多い日本では、地震保険はとて民間企業として成り立たない、だから戦争保険のように国営にして出先の扱いだけを各保険会社がやるようにすればよいと思う。地震の予告以来契約申し込みや相談が多くなったようだが保険事業が創設された明治初年から地震を直接の原因とする損害には原則として保険金を支払わないことになっている、たとえ、火災保険のかかっている家が地震でつぶれて火災で燃えても保険金はとれないわけだ』」。

それから数日後の『東京朝日』[1948.7.17]「社説・地震保険は不可能か」において、福井地震に触れながら都市計画とともに地震保険を検討せよと主張している。末尾で「のど元すぎれば熱さを忘れるという事におちいることなく、政府並びに損保業者は、福井の地震を機会に、震災を考慮にいられた都市計画の建立と地震保険対策について、真剣な研究に着手することを希望してやまない」と、地震保険対策について損保業者への期待を表明している。

IV. まとめ

関東大震災から福井地震までの四半世紀を通じて、地震火災免責をめぐる状況はほぼ同じであった。前号に掲げた要点を訂正の上で再掲した。

①保険会社の救護活動

生命保険会社と簡易保険は、大きな震災ののちには救護活動に精励して関係者に感謝され、新聞でもその活動振りが報道されている。

一方、火災保険業界が救護活動を行った旨の記事を、一般紙でも業界紙でも、また報告書類でも見つけることはできなかった。実際に何もしていなかったとは断定し得ないが、北伊豆地震のときに業界紙によって業界の道義心、公德心のなさが厳しく批判されたから、第二次大戦前には火災保険業界にこの種の活動経験は殆んどなかったと推測している。むろん、反証があれば撤回するし、むしろ筆者としてもそれを願っている。

②被災被保険者

大地震後により火災に遭った被保険者は保険金に切実な期待を示す。三陸沖地震の後にも、保険会社との交渉に努力し、それが功を奏さないと遂に訴訟に踏み切った。関東大震災関連の訴訟は既に終わっていたが、但馬地震関連の訴訟は続いていた。しかも、大阪地裁による被保険者の勝訴判決が大阪控訴院によって否定される直前に⁹⁾三陸沖地震が起きていた。被災被保険者がそうした事情をどこまで知っていたかは不明であるが、少なくとも地震免責約款や会社の態度に納得はしていなかったであろう。

福井地震の場合には、戦後の混乱期という事情もあり、また各裁判の経緯もあって、いったんは訴訟を起こしたものの遂に断念するに至ったものである。

③火災保険会社

保険会社は、約款遵守を唱えて保険金支払を峻拒し続けた。関東大震災の経験でよほど懲りたのであろう。しかも、かれらは保険金のみならず見舞金の支払をも拒絶した。これは首尾一貫性を欠く行為であった。関東大震災の折には、被害の大きさ、帝都、世論の硬化、とりわけ政府・行政による圧力といった諸要因があったから止むなく見舞金を支払ったというのであろう。しかし、地震被害に区別はないのであるから、被災被保険者が見舞金を期待したことは当然であろうし、にべもなく拒否した業界の態度は、冷静というより冷酷な印象さえ与えたであろう。

なお、支店と本店の立場の違いについて次の指摘がある¹⁰⁾。

「而して其の後の震災が何れも保険会社の本店に遠き地方に起り、保険会社の営業より見れば副業的地位にある農村の契約である為、一層冷淡に取扱はるるは自然の成行であつて、地震約款が完全に実効を収めたのは当然の結果であらねばならぬ。本店所在地の震災であると否とに依つて既に多大の懸隔を見るは、関東大震災に対して関西側の会社が出捐を最後まで渋つた事実を見るも明かである。況や農村に於ての損害の如きは都会本位の会社の出捐を迫るに余りに關係が阻隔している。敢て謂へば虐待せらるべき運命に置かれているのである」。

④行政

見舞金支払に関連していえば、行政も無責任であった。関東大震災の折りには、就任直後の田健治郎農相の軽率な発言の尻拭いをするという意味があつたが、しかし、それ以後の地震についても同じ措置を取らせなければ、保険監督官庁としては、関東大震災時における失政を自から認めたことにはならないであろうか。

⑤代理店

関東大震災については代理店の動向は分からない。というよりも、関東大震災について情報を集め執筆していたときに、代理店の存在には想到しなかつた。しかし、その後の大地震の際には代理店が関与した。かれらは、会社の代理人という法的地位よりむしろ地域社会における被災被保険者との関係を重視したであろうし、それ故、保険金ないし見舞金問題を傍観することはできず、会社に対して強く要求する態度に出たのであろう。三陸沖地震に際して、代理店は被保険者側に立って活動している。

さて、地震リスクは巨大な損害を与える可能性があり、損害保険会社が負担し得ると考えることは、少なくとも当時の火災保険経営から見れば無理があり、保険金の支払いを強要することには理不尽さを感じざるを得ない。反面、被災被保険者が火災保険に期待するところは大きく、そのことは自然の情というべきであろう。地震火災については矛盾した二つの論点があることを関東大震災後の保険金騒動が如実に示している。

その上であえて言えば、関東大震災に際して、たとえ強制されたとはいえ見舞金を支払つた以上、その後の地震でも多少の「道義心」を発揮してもよかつたと思える。戦前の火災保険事業に対する目を覆いたくなるような酷評は、その欠如によるものといわねばならない。それと同時に、行政および司法の判断が正しかつたのかという素朴な疑問が残る。素人ではあるが、敢えてその点の追究を再開したい。

引用文献及び注

1) 『理科年表』2006年版による。

- 2) 宮城県：『宮城県昭和震嘯誌』（宮城県,1935.3.3）353,354
- 3) 三陸沖地震（昭和8年3月3日）関連の判例等は以下の通り。
＜山崎清次郎対東京海上火災＞
「釜石火保に関し鳩山博士の意見書」『岩手日報』昭和8.5.4；「三陸震災に因る火災保険金問題に関する鳩山秀夫博士の鑑定意見」『保険評論』26-4,昭和8.5.30,pp.114-116
第一審盛岡地方裁判所（1936.10.21 言渡し）については「釜石火保事件請求棄却」『保険日々通信』（1936.10.23）
第二審宮城控判（1936年(ネ)276号事件；1937.12.28 言渡し）については、「判決特報・三陸地方の地震、海嘯と火災保険」『法律新聞』4227（1938.1.28）5-6,19 及び『法律評論』27（商）189-191
- 4) 北澤宥勝：『火災普通保険約款論』（損害保険事業研究所,1950）323-4
- 5) 『福井県史・通史編6・近現代二』（福井県,1996）390 によれば、「地震の規模はマグニチュード7.1、地震エネルギーにして関東大地震の約10分の1程度であるが、極浅発性かつ直下型の内陸地震であったため、『被害地区は比較的小範囲にも拘らず、其の地区内の被害は本邦地震史上稀に見る』惨状となった。…これを契機としてあらたに気象庁震度階に震度七（激震）が設けられた」。「さらに被害を拡大させたの、本震後に発生した火災である」。
- 6) 『日本損害保険協会70年史』（日本損害保険協会,1989）306
- 7) 『福井市史・資料編12・近現代三』（福井市,1998）367
- 8) 『損保15年史』（保険毎日新聞社,1960）29
- 9) 但馬地震関連訴訟のうち、大阪地裁提訴の判決の年月日は以下の通り。
1931.06.05 大阪地裁判決
(1933.03.03 三陸沖地震)
1933.04.26 大阪控訴院
1934.01.17 大審院
- 10) 南正樹：「震災と保険事業（2）」『自治研究』7-6（1925）71